

令和3年第10回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和3年10月11日（月）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事、 生涯学習・学校地域連携課長) 学校支援課長 教育総合相談センター所長 飛鳥山博物館長 子ども未来部長 子ども未来部参事 (子ども未来課長、子ども環境応援担当課長)

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	37号	審査請求（学童クラブ利用待機処分取消請求事件）に対する裁決	棄却
2	38号	通学区域の変更について	承認
3	39号	東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則を廃止する規則	承認
4	40号	東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者の指定について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
5	40号	令和4年度新1年生の受入れ制限について	了承
6	41号	特別支援教室（小学校）の巡回拠点の設置について	了承
7	42号	十条富士塚現状変更工事における遵守事項の確認について	了承
8	43号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和3年第10回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和3年10月11日(月) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和3年第10回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第37号議案「審査請求(学童クラブ利用待機処分取消請求事件)に対する裁決」を議題に供します。

ここでお諮りいたします。

本件は個人の情報に深く関わる案件です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きに「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とあります。

そこで、本件については、この規定に基づき非公開としたいと思いますが、ご異議はございますでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。それではただ今より会議を非公開といたします。

なお、本件に係る会議録は、東京都北区教育委員会会議規則第27条第3項及び第4項の規定に基づき別に作成し、非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(非公開)

清正教育長

それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案とおおり棄却とすることにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は、原案とおおり棄却とすることに決定いたします。

ただ今より会議を公開します。傍聴人の方の入場を許可します。

次に、日程第2、第38号議案「通学区域の変更について」議題に供します。

学校支援課長から説明をお願いします。

学校支援課長

それでは、私から、第38号議案「通学区域の変更について」、ご説明をいたします。資料を1枚おめくりください。

説明欄です。通学区域を変更するため、本案を提出いたします。

1、変更内容です。表の一番上、中十条二丁目から上十条一丁目までの荒川小学校の通学区域、岸町二丁目から上十条一丁目までの十条台小学校の通学区域を全て合わせまして、十条小学校の通学区域とするものです。

表の一番下、変更する理由です。東京都北区立学校第1 1次適正配置方針により、荒川小学校と十条台小学校を統合し、両校の通学区域を新たに設置する十条小学校の通学区域に変更するためです。

2の実施時期です。令和4年4月1日からとするものです。

なお、変更後の十条小学校の通学区域の表を参考資料としてお付けしましたので、後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案とおとり承認することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案とおとり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第3、第39号議案「東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則を廃止する規則」について議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、第39号議案「東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例施行規則を廃止する規則」でございます。

1枚おめくりいただいて、説明欄でございます。十条台小学校温水プール使用条例の廃止に伴い規則を廃止するため、この規則案を提出するというものでございます。

中央の列、付則でございます。この規則は令和4年4月1日から施行いたします。なお、8月の教育委員会臨時会で説明したとおり、令和4年4月以降は十条台パノラマプールとして区民利用に供することとなっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案とおとり承認することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案とおりに承認することに決定いたします。
次に、日程第4、第40号議案「東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者の指定について」を議題に供します。
教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、第40号議案の説明欄をお願いいたします。東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者を指定するため、本案を提出するものでございます。
今回指定する事業者は、株式会社フクシ・エンタープライズでございます。平成30年度から当該プールを管理している指定管理者でございます。
なお、8月の教育委員会臨時会におきまして、区長からの意見聴取として、区議会に上程する本件を議案としてお示しさせていただいております。
現状におきましては、こちらのプールは十条台小学校という教育機関に属する温水プールであり、教育財産であることから、改めて教育委員会としての指定管理者の指定が必要であるため、今回、議案を提出させていただいたものでございます。
よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に、報告事項に移ります。日程第5、報告第40号「令和4年度新1年生の受入れ制限について」です。
学校支援課長から説明をお願いいたします。

学校支援課長

それでは、私からは報告第40号「令和4年度新1年生の受入れ制限について」、ご説明をいたします。資料を1枚おめくりください。
まず、1の制限する理由ですけれども、学区域内の児童生徒数に対し、教室に余裕がない学校が安全の確保及び良好な教育環境を維持するために行うものでございます。なお、指定校変更とは、区内在住の方が指定校以外の学校に行くこと、区域外就学とは、北区以外に住んでいる方が北区の学校に通うことを指します。
2の制限校及び制限の内容です。(1) 小学校になります。学校名の横にかっこ書き

で記載しているものが予定の学級数です。小学校は、王子小学校の他10校になります。

制限の内容についてですけれども、例えば王子小学校を例に取りますと、指定校変更の場合は、すでにきょうだいを通学しており、来年度も一緒に通うという場合はきょうだい関係ということで受け付けができますが、区域外就学については、全て受付不可という形になります。

このような形で、以下他の学校につきましても、それぞれお示しのとおり、指定校変更、区域外就学の制限をしております。なお、小学校につきまして、10番目の田端小学校は、昨年度の当初では制限をしておりませんでしたでしたが、第2次の受付からお示しの制限をかけており、来年も引き続き同じ制限をかけることとなります。また、11番目の滝野川もみじ小学校については、今年度は制限をかけておりませんが、来年度からは制限をかけることとなります。

2ページにお進みいただいて、(2)中学校になります。王子桜中学校他3校、お示しの制限を設定いたします。王子桜中学校につきましては、田端小学校と同様、昨年度当初は制限をかけておりませんでしたでしたが、第2次の受け付けから制限をかけており、来年度も引き続き制限をかけさせていただきます。

なお、小中いずれも直近の学期内に学校の学域内に転居をする予定の場合は、制限の対象とはいたしません。

3の申請者が多かった場合ですけれども、抽選を行います。

4の周知方法につきましては、就学通知書に同封する指定校変更・区域外就学の案内文、それからホームページで周知をさせていただきます。

私からの報告は以上です。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご意見ないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第6、報告第41号「特別支援教室（小学校）の巡回拠点設置について」です。

教育総合相談センター所長から説明をお願いいたします。

教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長です。私からは日程第6、報告第41号についてご説明いたします。

資料を1枚おめくりいただきましてご覧ください。現在、小学校の特別支援教室は、巡回拠点を9カ所設置しておりますが、「巡回拠点たきのがわ」は現在、滝野川小学校を含め、6校を担当しており、拠点校としては最も多い校数を巡回しております。

そのため、見直しを図り、「巡回拠点たきのがわ」を分割し、令和4年度から堀船小

学校に「巡回拠点ほりふな」を新設することといたしましたのでご報告いたします。

分割後の担当校といたしましては、「巡回拠点たきのがわ」は滝野川小学校、西ケ原小学校、田端小学校の3校、「巡回拠点ほりふな」は堀船小学校、滝野川第四小学校、滝野川第五小学校をそれぞれ担当いたします。子どもの数ですと現在の数84名を起点といたしますと、「巡回拠点たきのがわ」が47名、「巡回拠点ほりふな」が37名を担当することといたします。

今後の予定ですが、本日の終了後、全校にちらしを配布いたします。また、来年に入りましたら1月を目途といたしまして、堀船小学校保護者会にて周知、3月に拠点を設置し、4月から巡回指導開始いたします。

私からの報告は以上となります。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。
本間委員。

本間委員 新たに巡回拠点が增多えることは望ましいことだと思うのですが、指導してくださる先生方の体制がどのようになっているのか、教えてください。

教育総合相談センター所長 教育総合相談センター所長です。
現在、「巡回拠点たきのがわ」につきましては9名の教員で行っておりまして、現在の児童・生徒は84名ですので、10人に1人の割合となります。その数で申しますと、令和3年度の配置基準では、「巡回拠点たきのがわ」が47名で教員5名、「巡回拠点ほりふな」が37名で教員4名という形になる予定です。
しかしながら、東京都から新たな配置基準等が出ることもあるかもしれませんので、今回の報告は、令和3年度の場合のご報告となります。
以上です。

清正教育長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本件に関するご報告は終了させていただきます。
次に、日程第7、報告第42号「十条富士塚現状変更工事における遵守事項の確認について」です。
飛鳥山博物館長から説明をお願いいたします。

飛鳥山博物館長 それでは、私から報告第42号「十条富士塚現状変更工事における遵守事項の確認について」ご説明申し上げます。表紙を1枚、おめくりください。
8月20日の教育委員会では、十条富士塚の進捗状況をご報告しましたが、先月富士塚の埋蔵文化財発掘調査が終わりました。これから工事着手になりますが、着手の前に実施設計案の確認が必要となります。
初めに、1「要旨」をご覧ください。十条富士講から十条富士塚の現状変更工事における遵守事項の確認についての協議書が設計図面を添付して提出されましたので、参考

資料2のとおり、設計図面は遵守事項の内容が守られたものであると確認したと回答するものでございます。

2「現況」です。4行目からの※印部分をご覧ください。こちらは遵守事項を記載しております。十条富士塚の現状変更は、この遵守事項を付記して許可をしていますが、この前半3行目までは基本設計に関わる部分で、すでに確認済みでございます。今回は4行目以下の工法、いわゆる実施設計案の確認となります。

なお、実施設計案は1回の図面の確認で終わる予定でしたが、埋蔵文化財発掘調査の過程で防空壕が見つかり、その対応処理に時間がかかることから、協議を2回に分けて行うこととし、今回は「塚の耐震対策となる擁壁等の工事」として、協議書が提出されたものでございます。今後、防空壕の処理方法が決まりましたら、「富士塚の正面形状を復元する工事等」として、協議書が提出されます。

3の設計図面概要等です。参考資料3をお開きください。左上の図面ですが、こちらは富士塚の位置関係を示しております、この図面の下が事業計画線です。線が1本横に入っておりますが、これは旧岩槻街道に接します。そして右側がフジサンロードになります。

その下の2(1)「擁壁構造図」をご覧ください。今回の再整備では、古い富士塚の3分の1の塚部分を残しつつ、新たに土等を入れて正面形状を復元します。そのため、塚の土砂等が流出せず、大きな地震等にも耐えられる擁壁構造としたものでございます。左は側面図ですが、擁壁の下は固い地盤まで長さ20メートル程度の杭を打ちまして、擁壁を支えます。

右側の(2)「構造設計について」をご覧ください。構造形式はL型擁壁で、基礎形式は背面部、西側が600ミリメートルの直系の単杭基礎、南北側側面部が400ミリメートルの単杭基礎となります。

その下、設計ポイントの1)土木設計と、2)建築設計は、それぞれ設計の際の基準等を記載しております。後ほど高覧ください。

3ページの参考資料2をお開きください。こちらは回答書になりますが、記書きのとおり、十条富士講からの協議書に添付されました実施設計案は遵守事項の内容が守られたものであることを確認した旨を回答いたします。

なお、今回の実施設計案は、事前に庁内関係部署にも意見を求めまして、その使用や構造に大きな問題がない旨を確認しておりますので、併せてその旨も記載いたしました。

最初の教育委員会資料にお戻りください。4「今後の予定」でございます。お示しのとおり、10月は工事の準備、11月から工事着手の予定となります。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第8、報告第43号「後援・共催事業に関する報告」についてです。
教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課
長

それでは、報告第43号、後援・共催に関する報告です。今回、名義使用を承認した
旨の報告は、合計7件ございます。事業名のみ読み上げをさせていただきます。
1件目「令和3年度北区赤羽少年野球 第55回秋季大会」です。
2件目「講演会 コロナ禍における子どもの育ちと遊び」です。
3件目「ティーボール野球体験教室」です。
4件目「いじめが終わる方程式」お示しの事業でございます。
5件目「東邦音楽大学附属東邦中学校・東邦高等学校クラシックコンサート」です。
6件目「連続セミナー 実例から知る、発達の遅れが気になる子どもの教え方」で
す。
7件目「1日サッカー無料体験イベント」でございます。
4ページからは、事業実績報告を8件お示ししてございます。
以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございま
すでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に関する報告は終了いたします。
以上で本日の日程全てを終了いたしました。これを持ちまして令和3年第10回教育
委員会定例会を閉会いたします。